南城市告示第１５６号

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び南城市税条例第１８条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類は南城市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年１０月３０日

南城市長　　大城　憲幸

沖縄県南城市長印

１．送達をする書類

不動産等の最高価申込者の決定等通知書

２．送達を受ける者の氏名

比嘉　健

３．その他

地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示をした日から起算して７日間を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

４．連絡先

〒９０１－１４９５　沖縄県南城市佐敷字新里１８７０番地

南城市役所　市民部　国保年金課　徴収係（TEL.098-917-5327）